

審査会回答 第 7 号
平成 20 年 4 月 1 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会委員長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（回答）
平成 19 年 1 月 20 日付け保指第 5360 号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

1 事案名

意見照会第 7 号

平成 19 年 8 月 1 日付けで異議申立人から提起された、平成 19 年 7 月 20 日付け保指第 382 号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

2 回答内容

(1) 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

(2) 理由

ア 本件処分に係る開示請求（以下「本件請求」という。）における、「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は「鋸南町の国保料の基礎賦課総額を同町国保条例の規定する割合で、分割せず、『所得割率、資産割率、均等割額、平等割額』が算出されていることがわかる一切の書類」というものである。

イ 実施機関は、本件請求の趣旨を満たす行政文書がどのようなものか不明であったため、平成 19 年 7 月 13 日付け保指第 365 号により異議申立人に対し、開示請求する行政文書の件名又は内容を具体的に記載するよう補正を求めたところ、平成 19 年 7 月 14 日付けで異議申立人から補正書が送付された。

ウ 補正書に記載された内容は「鋸南町が国保料の基礎賦課総額と介護納付金賦課総額の正しい数字を使用せず、所得割率、資産割率、均等割額、平等割額を算出していることがわかる一切の書類」というものであった。

実施機関は、補正書には本件請求に係る行政文書を特定するに足り

る具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分を行った。

エ 当審査会で、異議申立人から提出された開示請求書及び補正書を確認したところ、本件請求は、鋸南町の事務処理が適正に行われていないことを前提とした開示請求であるものと認められる。

また、補正書には、上記イのと通りの記載がされているものの、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第7条第1項第4号の「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められなかった。

オ 以上のことから、本件請求の趣旨を満たす行政文書がどのようなものか不明であったという実施機関の説明は首肯できる。したがって、本件処分は妥当である。